

2025年9月1日
株式会社山梨中央銀行

【外国籍のお客さまへ】
在留期間満了にともなうお手続きのお願い

当行では日本に居住する外国籍のお客さまが口座開設する際には「在留カード」にて、在留期限が経過していないことを確認させていただいております。

また、お客さまとの円滑なお取引を継続するため、在留期限が近く到来するお客さま、または在留期限が経過しているお客さまを対象に、あらためて在留期限を確認させていただいております。

つきましては、対象のお客さまあて「在留期限確認のお願い」のご案内を郵送しますので、到着した際は、在留期限更新後の「在留カード（原本）」をお手元にご準備のうえ、お客さまご自身のスマートフォンまたはタブレットにより、案内の「在留期限回答フォーム」へアクセスし、案内に従って回答期限までにお手続きくださいますようお願いいたします。

「在留期限回答フォーム」からの回答ができない場合は、お手数ですが、当行各支店窓口にてお手続きをお願いいたします。

所定の期限までにお手続きがなく、当行にお届けの在留期限が経過した場合には、預金口座の利用が出来なくなる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

当行からの郵便物が不着となっているお客さまは、郵送によるご案内をすることなく、預金口座の取引制限する場合がございますので、お届けの住所が変更になる場合は、必ず変更手続きをお願いいたします。

なお、口座の譲渡や売買は違法行為です。帰国される場合や転居に伴い当行口座を今後ご利用されない場合は、必ず口座解約のお手続きをお願いいたします。

以上

他の言語は以下からご覧いただけます。

You can view other languages below.

言語 (Language)	
英 語 English (English)	ベトナム語 Tiếng Việt (Vietnamese)
中 国 語 中文 (Chinese)	ポルトガル語 Português (Portuguese)
インドネシア語 Bahasa Indonesia (Indonesian)	ネパール語 नेपाली (Nepali)
韓 国 語 한국어 (Korean)	タガログ語 Tagalog (Tagalog)